

金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関する上場制度の見直し等に係る「有価証券上場規程」等の一部改正について

2024年3月28日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

当取引所は、「有価証券上場規程」等の一部改正を行い、本年4月1日から施行します。

今回の改正は、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、2022年6月に金融商品取引法上の四半期報告書（第1・第3四半期）を取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」することが提言され、その後、関係各機関において進められてきた検討状況及び2023年11月に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立したこと等を踏まえ、四半期開示の見直し等に関して、所要の上場制度の整備を行うものです。

II. 改正概要

(備 考)

1. 四半期開示の見直し

(1) 四半期決算短信の取扱い

① 開示事項

- ・ 四半期累計期間（第2四半期を除く。）に係る決算の内容の開示において、四半期財務諸表又は四半期連結財務諸表（以下「四半期財務諸表等」という。）として、少なくとも以下の事項を開示することとします。
 - a 四半期連結貸借対照表
 - b 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書
 - c 継続企業の前提に関する注記
 - d 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記
 - e 会計方針の変更、会計上の見積りの変更、修正再表示に関する注記
 - f 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記
 - g セグメント情報等の注記
 - h キャッシュ・フローに関する注記（任意に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を開示する場合を除く。）

- ・ 有価証券上場規程（以下「規程」という。）第404条第2項
- ・ 有価証券上場規程施行規則（以下「施行規則」という。）第405条の2第1項、別添4

② 公認会計士又は監査法人によるレビュー

- ・ 四半期累計期間（第2四半期を除く。）に係る四半期財務諸表等に対する公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）によるレビューを受けることは原則として任意とします。
- ・ 例外として、以下のいずれかの要件に該当した場合には、要件該当以後に開示する四半期累計期間（第2四半期を除く。）に係る四半期財務諸表等に対し、公認会計士等による

- ・ 規程第404条第3項及び第4項、第437条第2項
- ・ 施行規則第405の2第2項

レビューを受けることとします。

- a 直近の有価証券報告書、半期報告書又は四半期決算短信（レビューを受ける場合）において、無限定適正意見（無限定の結論）以外の監査意見（レビューの結論）が付される場合
 - b 直近の内部統制監査報告書において、無限定適正意見以外の監査意見が付される場合
 - c 直近の内部統制報告書において、内部統制に開示すべき重要な不備がある場合
 - d 直近の有価証券報告書又は半期報告書が当初の提出期限内に提出されない場合
 - e 当期の半期報告書の訂正を行う場合であって、訂正後の財務諸表に対してレビュー報告書が添付される場合
- ・ 四半期累計期間（第2四半期を除く。）に係る四半期財務諸表等に対してレビューを受ける場合には、年度財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等によるレビューを受けることとし、一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って実施されたレビューの結果に基づいて作成されたレビュー報告書を添付するものとします。

- ・ 規程第404条第4項、第437条第2項
- ・ 施行規則第405の2第3項

(2) 上場規則の実効性の確保

① 上場会社による調査及び調査結果の報告

- ・ 当取引所が必要と認める場合には、上場会社に対して、必要な調査及び調査結果の報告を求めることができるものとします。

- ・ 規程第418条第2項

② 公認会計士等との情報連携の強化

- ・ 上場会社は、当取引所が、実効性確保措置の検討に必要と認めて、監査証明等を行う公認会計士等（当該公認会計士等であった者を含む。）に対して事情説明等を求める場合には、それに協力するものとします。

- ・ 規程第510条

③ 特設注意市場銘柄の指定要件の追加

- ・ 特設注意市場銘柄の指定要件として、四半期累計期間（第2四半期を除く。）に係る四半期財務諸表等にレビュー報告書が添付される場合であって、当該レビュー報告書に「否定的結論」又は「結論を表明しない」旨が記載されたときを追加します。

- ・ 規程第503条第1項第2号c

(3) その他

- ・ 四半期報告書が廃止されることに伴う定義の見直しや新規上場申請書類に係る提出書類等の見直し等を行います。

- ・ 規程第2条第43号
- ・ 施行規則第206条第9号等

2. その他

- ・ 「買収防衛策」の用語を「買収への対応方針」又は「買収への対抗措置」に改めるほか、その他所要の改正を行います。

・ 規程第2条第77号、第443条等

Ⅲ. 施行日

- ・ 2024年4月1日に施行します。
- ・ 1. (1)、(2)③及び(3)に関しては、施行日以後に開始する四半期会計期間を含む四半期累計期間又は中間会計期間から適用します。

以 上